

「郵便法改正による郵便物の配達日数繰り下げの問題点と新生児マススクリーニングへの影響、および産科分娩施設の先生方へのお願い」のQ & A

➤ 郵送配達中止曜日、配達時期の変更

Q 郵便法改正で土曜日配達は中止されますか？

A 2021年10月以降全国一斉に、普通郵便、ゆうメールのみ土曜日の配達は中止となりました。その他の曜日については、2022年1月以降段階的に繰り下げになります。詳しくは、次のQの表並びに各地域の郵便局にご確認をお願いいたします。レターパック、速達、書留などは引き続き、土曜日、日曜日、休日も配達します。

Q 郵便法改正で、木曜日、金曜日に普通郵便で郵送した検体はどうなるのでしょうか。

A 2021年10月～12月は木曜日発送の普通郵便は金曜日着、金曜日発送の普通郵便は月曜日着となります。表を参照してください。

2021年9月時点で翌日配達地域宛  
(おおむね17時まで ※1) の差出し

引受日	配達曜日		
	2021年 9月まで	2021年 10月以降 (※2)	2022年 1月以降 (※3)
月	火	火	水
火	水	水	木
水	木	木	金
木	金	金	月
金	土	月	月
土	月	月	火
日	月	火	火

URL: <https://www.post.japanpost.jp/2021revision/index.html> もご参照ください。

レターパック、速達、書留などは引き続き、土曜日、日曜日、休日も配達します。

➤ 採血時期

Q 郵便法改正による影響がない場合は従来どおりの採血日でよいでしょうか。

A 郵便法改正による影響がない場合は従来どおりのシステムで問題ありません。

**Q 郵便法改正で、採血時期を変更する必要はありますか？**

A 現在推奨されている採血日は日齢 4～6 となっておりますが、退院日が早くなる傾向にあり、日齢 4 で採血している施設は既に約 40%となっております。郵便法改正後は、ろ紙血検体を発送する曜日により配達に係る日数が大きく異なります。検査施設への到着が1～3日遅れることを見越して、出来るだけ早く発送して頂きたい日齢 4(生後 96 時間以上、120 時間未満)を推奨させて頂きました(詳細は要点1を参照してください)。従来の方法で、郵便法改正により支障がない場合には、従来の方法で問題はありません。

**Q 生後 96 時間以降の採血を推奨している理由を教えてください。**

A 生後 96 時間以内に採血した場合、先天性甲状腺機能低下症の偽陽性率が増加することが予想されるためです。

**➤ 郵便法改正と不備検体**

**Q 不備検体となるのは採血後何日経過した場合でしょうか。**

A 対象疾患には乳児期早期に症状がでる疾患も含まれていますので、検査施設へは可及的速やかに、遅くとも日齢 8～9 までには到着するように発送して頂くのが重要です。

但し、不備検体とされる採血後検査施設へ到着するまでの日数は各検査施設によって異なっていることがあります。今後、不備検体が増える可能性がありますので、各検査施設にご確認いただき、不備検体にならないように、お取り計らいください。

**➤ 室温もしくは4℃保存について**

**Q 木曜日採取検体を当日発送で月曜日まで郵便局預かりでも大丈夫でしょうか。あるいは金曜日まで 4℃で保存し、月曜日に発送したほうがよろしいでしょうか？**

A 冷蔵保存し週明けに発送するのは日齢が進みますので避けてください。検査当日に発送するのが原則です。検査施設へは可及的速やかに、遅くとも日齢 8～9 までには到着するように発送してください。到着までに通常より時間がかかることが予想される場合は、速達・レターパック等の利用をご検討して頂くようお願いします。